

『田辺市景観資源登録制度』

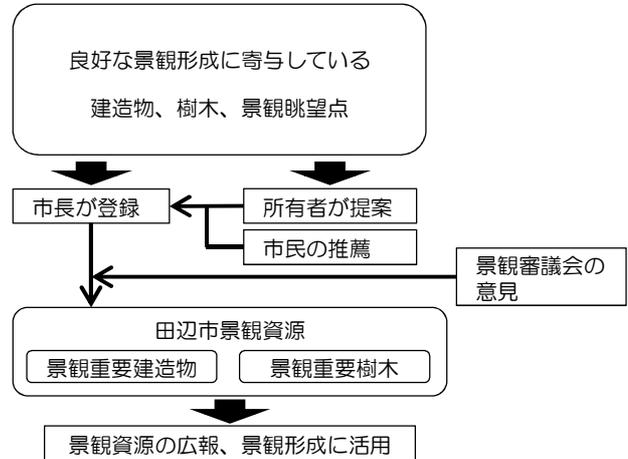
とは？

景観資源に登録して保全・活用します。

良好な景観を形成している建物や樹木等を景観資源として登録し、保全を図りながら地域づくりや景観形成に活用します。



制度のイメージ



制度の内容

①田辺市景観資源の登録の内容

○市長は良好な景観形成に寄与している優れた建造物等を和歌山県景観資源に登録します。また、市民等は市長に対して登録を推薦することができます。

・対象：建造物、樹木、その他の物件、眺望点

○登録にあたっては、景観審議会の意見を聴いた上で登録します。

○景観資源の中でも、特に保全や活用が必要な建造物や樹木の所有者の方は、景観重要建造物・樹木への指定を提案することができます。

②景観資源に対する市の支援

○田辺市景観資源を活用した地域の活性化が促進されるように、広報や情報の提供、助言、その他の必要な措置を行います。

こうした場合に活用すると有効です！

『地域のシンボルである大木や歴史的建造物を守りたい！』

古くから地域に受け伝えられてきた古木、大木や、町の歴史を今に伝える伝統的な建造物を守るきっかけになります。

『地域の方々の景観に対する理解を深めたい！』

地域に伝わる樹木や建造物を景観資源に登録することで、地域に暮らす人々の景観に対する意識や理解が向上すると考えられます。

『景観資源を活かして地域の活性化を図りたい！』

魅力的な景観資源を地域の観光や交流の資源として有効に保全・活用することで、地域のイメージアップや活性化につなげることができます。



地域のシンボルとなる樹木を保全しよう！



歴史的な建造物を保全して、観光利用を促進しよう！